

諮問庁：独立行政法人環境再生保全機構

諮問日：平成30年2月5日（平成30年（独情）諮問第6号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（独情）答申第6号）

事件名：「石綿健康被害救済制度における平成18～27年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」のアンケート入力データ等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「石綿健康被害救済制度における平成18～27年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」のアンケート入力データ及び同データにリンクしている「認定申請書」の入力データのすべて。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月25日付け環機石第2号により独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた下記2（1）の部分は誤りであるので、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 開示された文書では複数のデータの固まりが、規則性なく羅列されているが、このデータの固まりが同一人物かどうか確認できない。

これは、データベースにおける管理では「申請書（請求書）番号」において同一人物かどうか識別しているのに対し、同情報が不開示とされたことにより生じてしまう。

仮に「申請書（請求書）番号」が不開示情報だとしても、開示の方法を工夫して、同一人物かどうかを識別することは可能と思われる。例えば、「申請書（請求書）番号」を同一人物ごとに●●や▲▲に文字変換したり、同一人物のデータの固まりごとに空白行を設ける等による開示をされたい。

イ 不開示とした部分のうち「性別」「住所（市区町村コードを含む。）」「職種」「所属した事業所及び所在地」は法5条1号に該当

しない。該当したとしても同号ただし書口の除外が適用されるべきである。

## (2) 意見書

### ア 公知情報との照合等について

開示決定された情報は「丁目までの住所」であるから、本請求にて「市区町村コード」「性別」「職種」「所属した事業所名及び所在」を新たに開示したとしても、直ちに被認定者（石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「救済法」という。）に基づき石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及び当該指定疾病に起因して死亡した者と認められた者のことを指す。以下同じ。）が特定されることはない。

仮に10名程度の行政区の場合には個人が特定されるおそれがあると認めたとしても、その場合は10名程度の行政区の場合のみ不開示とすればよく、全件を不開示とする理由にはならない。

### イ 「職種」「所属した事業所名及び所在地」について

「職種」「所属した事業所名及び所在地」を開示したとしても、直ちに被認定者が特定されることはない。「職種」の場合でも、「人口が少ない行政区の場合には容易に個人を特定することが可能」とあるが、「人口が少ない」とは何人なのか。人口が多ければ開示するのか。根拠が極めて不明確であり不開示の理由にならない。

また厚生労働省では既に2005年以降、現在に至るまで、石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公開している。

公開されている情報は「事業場名」「事業場所在地」「疾病別の被認定者数」を含む情報である。これはアスベストによる被害の広範な実態を公にすることが公共の利にかなっているからである。諮問庁の理屈に即せば、厚生労働省が公開している情報を元に個人を特定することも可能となろうが、事業場からの異議はさておき、被認定者側から問題が生じたことは無いし、また公開することが公共の利にかなうからこそ公開しているのである。

本請求も厚生労働省の公表の趣旨（①公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。②公表事業場の周辺住民の方々、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。③関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する）と同様の意義があり、公開するべきである（法5条1号ただし書口）。

さらに言えば機構は申請者に対する石綿ばく露調査が不十分であり、業務上石綿ばく露し労災保険適用となり得る相当数の被認定者（機構）が紛れ込んでいると考えられる。機構はこの実態を隠したいがために

(機構の無能力が明らかになるので)、「職種」「所属した事業所名及び所在地」を不開示とした可能性もあり、そうであれば法の趣旨を大きく逸脱しているし、不開示は被災者に対する適正な給付に結びつかない。

ウ 開示方法の妥当性等について

「容易に区分して除くこと」について、例えば「申請書(請求書)番号」の末尾番号のみ開示するなど、開示方法については工夫して開示する余地が十分にある。

第3 諮問庁の説明の要旨

本理由説明書は、法9条1項の規定に基づき機構理事長が平成29年9月25日付け環機石第2号により行った開示請求に係る法人文書の一部を開示しない旨の決定に対する開示請求者からの審査請求に関し、法19条1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、原処分を維持することの理由について説明するものである。

原処分を行うに当たっては、機構が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準(平成16年細則第2号)に基づき審査を行ったものであり、原処分において一部不開示とした理由及び原処分を維持する理由については、以下のとおりである。

1 原処分において一部不開示とした理由

本件対象文書中、申請書(請求書)番号、申請者(死亡者)氏名、請求者氏名、性別、申請者(死亡者)の生年月日、死亡年月日、申請年月日、居住(在籍)期間、郵便番号、住所(市区町村コードを含む。)、職種並びに所属した事業所(企業)名及び所在地については、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められないため、不開示とした。

なお、後述のとおり、原処分に当たっては、審査請求人が別に行った開示請求に対する一部開示決定(平成29年8月18日付け環機石第1号)等によって既に開示している情報の内容を踏まえ、仮に本件開示請求どおりに開示を行った場合、特定の個人を識別することができるものであり、又は特定の個人を識別することはできなくとも個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かかる事情も勘案して一部開示と決定したものである。

## 2 本件対象文書について

### (1) 本件対象文書の特定について

機構では、救済法に基づき、医療費の支給を受けようとする者からの申請に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を行い、死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行い、並びに特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けようとする者からの請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行っている。

また、機構では、全国的な石綿ばく露の実態を把握し、制度運用に役立てるため、毎年度、被認定者に関し、被認定者又はその遺族から任意で提出されたアンケートをもとに職歴、居住歴等を把握し、個人が特定されないように集計した後、「ばく露状況調査報告書」（以下「ばく露報告書」という。）を作成し、公表している。

ばく露報告書を作成するに当たっては、次のア及びイの情報から被認定者リストを作成し、集計を行うため「ばく露調査データベース」（以下「ばく露DB」という。）において管理しており、原処分の時点では、救済法の施行日（平成18年3月27日）から平成27年度末（平成28年3月31日）までの情報（労災保険認定者を除く）のほか、平成28年度に収集したアンケート回答者の情報が登録されている。

#### ア 被認定者に係る情報

ばく露DBには、被認定者の氏名、性別、被認定者の生年月日、被認定者の住所（死亡者にあつては死亡の当時の住所）、認定申請（請求）に係る疾病名、死亡者の死亡年月日等の情報が登録されている。これらの情報は、救済法4条2項の認定の申請又は救済法22条1項の特別遺族弔慰金等の請求を行うに当たり、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号）1条1項の規定により提出することとされている申請書（以下「認定申請書」という。）又は同施行規則17条若しくは17条の2の規定により提出することとされている請求書（以下「弔慰金請求書」という。）に、被認定者又はその遺族が記入したものである。

#### イ ばく露状況調査に係るアンケート情報

また、ばく露DBには、被認定者の出生から現在（死亡時）までの居住歴、被認定者の現在（死亡時）までの職歴、被認定者の家族の作業従事歴、住居・職場環境における石綿の使用状況等の情報も登録されている。これらの情報は、上記アの認定申請書又は弔慰金請求書の提出時等に併せて任意で提出されるアンケート票に、被認定者又はその遺族等が記入したものである。

ここで、審査請求人は、原処分に係る法人文書開示請求書（平成29

年8月25日付)において「石綿健康被害救済制度における平成18～27年度被認定者に関するばく露状況報告書」のアンケート入力データすべてと同データにリンクしている「認定申請書」の入力データすべて。エクセル形式での開示を求める。」として、機構に対して法人文書の開示請求を行ったものであり、機構は、上記ア及びイの情報の登録状況を踏まえ、原処分時点における最新のばく露DBに登録されている被認定者リスト(延べ50,714件のレコード)を、本件対象文書として特定した。

(2) ばく露DBにおけるデータの構成について

ばく露DBに登録されているデータは、認定申請書及び弔慰金請求書に記載されている被認定者に係る情報並びにばく露状況調査に係るアンケート情報のうち、それぞれ次の項目から構成されている。

ア 被認定者に係る情報

- ① 申請書(請求書)番号
- ② 申請者(死亡者)氏名, 請求者氏名
- ③ 性別
- ④ 申請者(死亡者)の生年月日
- ⑤ 死亡年月日
- ⑥ 申請疾病名
- ⑦ 申請年月日
- ⑧ 郵便番号
- ⑨ 住所(市区町村コードを含む。)

イ ばく露状況調査に係るアンケート情報

- ① 居住歴・職歴区分
- ② 居住(在籍)期間
- ③ 職種
- ④ 所属した事業所(企業)名
- ⑤ 住所(市区町村コードを含む。)
- ⑥ 石綿取扱い施設の有無
- ⑦ 事業所での石綿取扱いの有無
- ⑧ 被認定者の作業従事歴に関する設問(全20問)への回答内容
- ⑨ 被認定者家族の作業従事歴に関する設問(全4問)への回答内容
- ⑩ 住居・職場環境における石綿の使用状況に関する設問(全6問)への回答内容

3 原処分を維持する理由

(1) 法5条1号本文について

法5条1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の理由として、「不開示とした部分のうち「性別」「住所（市町村コード含む）」「職種」「所属した事業所名及び所在地」は法5条1号に該当しない。該当したとしても同号ただし書口の除外が適用されるべきである。」と主張する。しかしながら、ばく露DBに登録されているこれらの情報のうち、「住所」については、番地や建物名等の特定個人の識別に直結する情報を含むことから同号本文に該当する情報であり、その他の情報についても、それら単独では被認定者個人を識別することはできないが、以下の理由により「他の情報」と照合することによって被認定者個人を識別することが可能であるもの、又は例え特定の個人を識別するに至らなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと判断できることから不開示とした。

#### ア 石綿関連疾患の特殊性

救済法の指定疾病のうち、被認定者の約85%を占める中皮腫の死亡者数は、悪性新生物による全国における年間の死亡者数372,986人のうち1,550人（0.42%）であり、石綿関連疾患が極めて稀な疾患であることがいえる（厚生労働省「平成28年人口動態統計」より）。

このことは、他の疾患と比べて、一定の区域内で石綿関連疾患の罹患者を特定することを容易にするものと考えられ、また、中皮腫を始めとする重篤な指定疾病に係る情報は、通常他人に知られたくない機微な情報であることから、本件対象文書の開示・不開示の検討は、慎重に行われるべきものである。

また、石綿関連疾患は、石綿へのばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、さらに、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、どこでどのようにばく露したのか分からず、個々の原因者を特定することが極めて困難であること等から、救済法は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった者を対象としており、その認定に当たっては、石綿ばく露作業従事歴等を厳密に求めることなく、環境大臣によって指定疾病であると医学的に判定されれば認定しているところであり、認定の実績としても、全国47都道府県に広く分布している。

## イ 公知情報との照合等

法に定める開示請求は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず請求を認めており、開示・不開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されない。機構では、過去の開示決定において、ばく露DBの登録データから被認定者の最長居住地の「都道府県名」、「市区町村名（行政区を含む）」及び「丁目までの住所」について、請求者が誰であっても開示をしており、審査請求人に対しても平成29年8月18日付けで開示決定をしている。

原処分では、被認定者が現在（申請等の時点で）居住している「都道府県名」までのデータを開示しているが、救済法における認定実績として年間の被認定者数が2人のみの都道府県があることを踏まえれば、特に人口の少ない都道府県では、審査請求人が開示を求めている「市町村コード」を仮に開示した場合、既に開示された情報のうち、最長居住地の「市区町村名（行政区を含む）」及び「丁目までの住所」を手がかりに情報を連結され、被認定者が現在居住する「市区町村名（行政区を含む）」及び「丁目までの住所」を特定することができる場合が想定され、その結果として、当該住所に居住する被認定者が特定されるおそれがある。

また、国や都道府県、市区町村が公表している統計情報やインターネットから得られる情報など公知の情報から10名程度の行政区も存在しており、審査請求人が開示を求めている「性別」、「職種」、「所属した事業所名及び所在地」のいずれの情報を開示した場合にも、上記アの石綿関連疾患の特殊性も相まって、対象者が限定され、被認定者の特定が一層容易となり、その結果として、被認定者が特定されるおそれがある。

以上により、審査請求人が開示を求めるいずれの情報を開示したとしても、他の公知情報等との連結から被認定者が特定され、被認定者やその家族など、特定個人の権利利益を害するおそれがある。

## ウ 「職種」、「所属した事業所及び所在地」について

そもそも「職種」並びに「所属した事業所名及び所在地」欄は、被認定者の職歴等が全て記載されている性質のものであり、被認定者の略歴そのものといえるものである。例え「職種」に限定したとしても、上記イにおいて述べたとおり、人口が少ない行政区にあっては、特に被認定者の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報をもってすれば、容易に個人を特定することが可能である場合も考えられるところ、原処分において開示した他の情報との組合せにより被認定者が特定され、被認定者やその家族など、特定個人の権利利益を害するおそれがある。

以上により、救済法の指定疾病（石綿関連疾患）に係る情報は、通常他人に知られたいくない機微な情報であり、審査請求人が開示を求めている不開示部分を開示した場合、他の情報と照合することで個人を識別することが可能であり、また、直ちに個人の識別に至らないにしても個人の特定が行われることで個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、不開示を維持することは適当である。

#### （２）法５条１号ただし書口について

審査請求人は、審査請求の理由として、法５条１号（本文）に「該当したとしても同号ただし書口の除外が適用されるべき」と主張する。

しかし、機構では、「ばく露状況調査」に係るアンケートは、「個人を特定できないように統計的処理をした上で、環境省及び機構が実施する調査事業等に使用し、公表することがあります」との前提のもと被認定者に協力を依頼し、任意で提出を受けているものである。

また、被認定者に係る情報は、認定申請書又は弔慰金請求書に記載されている情報であり、指定疾病にかかった旨の認定、死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定、又は特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を受けるため、申請者又は請求者から機構に提供された情報であって、公にすることを前提に提供されたものではない。

さらに、救済法に基づく認定等の状況（指定疾病別、性別、都道府県別等の認定等の状況）は、機構のホームページにおいて統計情報として公表しており、本件対象文書のばく露DBに登録された情報の集計等の結果（指定疾病別、性別、職種別、最長居住歴（市区町村別）等の集計結果）は、毎年度「ばく露報告書」として取りまとめ、同じくホームページにおいて公表しているところである。

これらの事情にかんがみれば、上記（１）のとおり当該情報の開示によって被認定者の特定が行われることで害される権利利益を上回る、法５条１号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する理由はなく、原処分の不開示を維持することは適当である。

#### （３）小括

以上に述べたとおり、原処分における不開示部分の情報は、法５条１号本文に該当し、かつ、同号ただし書口にも該当しないことから、原処分の不開示を維持することは適当である。

#### （４）開示方法の妥当性等について

審査請求人は、審査請求書の理由として、「複数のデータの固まりが、規則性なく羅列されているが、このデータの固まりが同一人物であるかどうか確認できない。これは、データベースにおける管理では「申請書（請求書）番号」において同一人物かどうか識別しているのに対し、同



情報が不開示とされたことにより生じてしまう。仮に「申請書（請求書）番号」が不開示情報だとしても、開示の方法を工夫して、同一人物かどうかを識別する事は可能と思われる。例えば「申請書（請求書）番号」を同一人物ごとに●●や▲▲に文字変換したり、同一人物のデータの固まりごとに空白行を設ける等による開示をされたい。」と主張する。

この点については、被認定者が転居や転職により居住地及び職歴が複数ある場合に、同一人物に関する登録情報が複数の行にまたがることとなり、「申請書（請求書）番号」が不開示となったことにより、どこからどこまでが同一人物の情報かの判断が困難になるものである。

しかしながら、「申請書（請求書）番号」は、機構が申請者又は請求者から提出された資料等の管理のため被認定者1人ずつに付し、申請者又は請求者に対して送付する認定決定通知書等にも記載しているものである。このため、同番号は、それ自体をもって直ちに個人を識別することのできる情報ではないものの、重篤な石綿関連疾患に罹患した被認定者の申請手続に関する情報であることを踏まえれば、十分な配慮をもって慎重に取り扱われるべきものであり、また、当該情報が被認定者だけではなく、その家族にとっても通常他人に知られたくない情報であると考えられること、更には同番号をもって機構への問い合わせや、被認定者又はその家族への接触等の場面において悪用される可能性も排除できないことから、法5条1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示情報であることは明らかである。

また、審査請求人は、「申請書（請求書）番号」を開示しないにしても、同一人物ごとに整理した上で本件対象文書を開示することを求めている。しかしながら、情報開示請求制度は、開示請求の時点において存在する記録をあるがままの状態を開示すれば足り、開示請求の時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成し、提供することまでは求めておらず、法6条1項の部分開示を行うに当たり「容易に区分して除くこと」に関しては、原処分についていえば、技術的に機構自らが開示情報と不開示情報との分離を行うことが可能であって、かつ、ばく露DBに記録された情報の改変を伴うものではないことが前提となる。他方、審査請求人が求める同一人物ごとの情報の整理を行うためには、申請書（請求書）番号に代わる新たなレコードを作成するなど、同一人物ごとにまとめる新たなプログラムを作成する必要がある。既存のプログラムで対応することはできず、すなわち同番号を容易に区分して除くことはできないことから、原処分のとおり、同番号を除いた状態で部分開示せざるを得ないものである。

以上により、原処分の一部開示決定については、その開示方法を含め

て適法なものである。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書について一部開示し、個人を特定できる可能性のある情報等を一部不開示とした原処分は適法なものであり、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年3月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年5月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「石綿健康被害救済制度における平成18～27年度被認定者に関するばく露状況報告書」のアンケート入力データ及び同データにリンクしている「認定申請書」の入力データのすべてであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「性別」、「住所（市区町村コードを含む。）」、「職種」並びに「所属した事業所及び所在地」（以下「本件不開示部分」という。）は法5条1号に該当せず、該当したとしても同号ただし書口の除外が適用されるべきとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、上記第3の2の諮問庁の説明によると、ばく露報告書を作成する基となるばく露DBのデータであり、認定申請書等に記載された被認定者に係る情報及びばく露状況調査に係るアンケート情報が記録されているものである。

本件対象文書を見分すると、表形式の文書であり、1行ごとに、特定の申請者に係る情報が記載されており、そのうち、申請書（請求書）番号、申請者（死亡者）氏名、請求者氏名、性別、申請者（死亡者）の生年月日、死亡年月日、申請年月日、住所（市区町村コードを含む。）、居住期間、居住歴住所（市区町村コードを含む。）、職種、事業所名及び事業所住所の各欄等が不開示とされていることが認められる。

不開示とされた部分のうち審査請求人が開示を求める部分（本件不開

示部分)は、性別、住所(市区町村コードを含む。)、居住歴住所(市区町村コードを含む。)、職種、事業所名及び事業所住所である。

- (2) 本件対象文書は、上記(1)記載のとおり、1行ごとに、特定の申請者に係る情報とその氏名とともに記載されているから、それぞれ1行ごとに、特定の申請者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の公表の有無等について確認させたところ、機構では、全国的な石綿ばく露の実態を把握し、制度運用に役立てるため、被認定者の職歴、居住歴等をアンケート調査し、個人が特定されないよう集計して作成したばく露報告書を公表しているが、その基となる本件対象文書を公表したことはなく、公表の予定もないとのことである。そうすると、本件対象文書は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書に該当しない。

また、上記第3の3(2)の諮問庁の説明によると、機構では、ばく露報告書を公表するほか、救済法に基づく認定等の状況(指定疾病別、性別、都道府県別等)を統計情報として公表しているとのことであるから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書まで公にする必要性があるとは認め難く、法5条1号ただし書口にも該当しない。

さらに、法5条1号ただし書八に該当する事情もないと認められる。

- (4) 次に、本件対象文書の本件不開示部分について、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

本件不開示部分のうち性別及び住所(市区町村コード含む。)については、法6条2項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、部分開示の余地はない。

居住歴住所(市区町村コードを含む。)、職種、事業所名及び事業所住所について、諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、これらの情報を公にすると、人口が少ない市区町村であれば、被認定者の近親者、地域住民等が公表済みの情報等と照合することにより容易に個人を特定することが可能となり、被認定者の権利利益を害するおそれがある旨説明するところ、この説明は否定し難い。そうすると、これらの情報についても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示することはできない。

- (5) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件対象文書について、「申請書(請求書)番号」を同一人物ごとに●●や▲▲に文字変換したり、同一人物のデータの固まりごとに空白行を設ける等して、開示を実施するよう主張している。

この主張は、新たな法人文書の作成又は加工を求めることに他ならないところ、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であって、開示請求を受けた独立行政法人等は、新たに法人文書を作成又は加工する義務はないから、審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司